

平成24年3月号

e~ろうむ.net  
(いい労働)

連絡先：〒160-0023  
東京都新宿区西新宿6-20-9 西新宿VIPROYAL301  
社会保険労務士事務所NKサポート  
電話：03-5322-4505 FAX：03-5322-4503  
e-mail：info@e-606.net

●高卒者の就職内定率が80.4%に上昇（2月18日）

文部科学省は、今春卒業する高校生の就職内定率（昨年12月末時点）が80.4%（前年同期比2.5ポイント上昇）となったと発表した。2年連続の改善で、同省では、「求人数が増加したことや、高校がハローワークと連携して支援を強化したことが改善につながった」としている。

●原発作業員の死亡で初の労災認定（2月25日）

横浜南労働基準監督署は、東京電力福島第一原発事故の収束作業中に死亡した男性作業員の労災を認定した。過重労働で短期間に負担がかかったのが原因。厚生労働省によると、同原発事故の作業で発生した死亡事故についての労災認定は初めて。

### 3月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

10日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付  
[郵便局または銀行]

○雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>

[公共職業安定所]

○労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>

[労働基準監督署]

5日

○個人の青色申告の承認申請書の提出<新規適用のもの> [税務署]

○個人の道府県民税および市町村民税の申告  
[市区町村]

○所得税の確定申告書の提出 [税務署]

○確定申告税額の延期の届出書の提出 [税務署]

31日

○健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

### 当事務所より一言

情報漏洩防止や企業秘密の保持等、普段から留意すべき事項に関し重大な判決が出されました。

転職等により失った損失があった場合はどこまで請求できるのか、また在籍時にどこまで誓約書等のやり取りをしておくべきか、個別のケースに合わせた詳細な対応が求められるといえます。

## 『競業他社への転職禁止』の契約は無効との判決

### ◆非常に大きなインパクト

今年1月上旬、外資系の大手生命保険会社が同社の執行役員と交わした契約条項（退職後2年以内に競合他社に就業することを禁止し、違反した場合は退職金を支給しない）の有効性が争われた訴訟の判決がありました。

この判決内容は非常にインパクトのあるものであり、新聞紙上等でも大きく報道されました。

### ◆退職金3,000万円の支払いを命じる

東京地裁は、次のように判断し、元執行役員男性の請求通りに、会社に対して退職金（約3,000万）の支払いを命じました。

- (1) 「情報の流出を防ぐ目的で競合他社へ転職を禁じるのは過大」
- (2) 「職業選択の自由を不当に害している」
- (3) 「契約条項は公序良俗に反して無効」

原告側弁護士によれば、外資系企業では上記のような条項を交わすケースが多く、「名ばかり管理職とされる執行役員の転職を安易に禁じることに警鐘を鳴らす判断」としています。

### ◆判断のポイントは？

一般的に、上記のような「競業他社への転職禁止」の契約は、優秀な人材とノウハウの流出防止を目的に締結されます。過去にも、競合他社への転職について争われた裁判例があります。それらの判断のポイントは、次の通りとされています。

- (1) 競業他社への転職を希望する者の会社内での地位が高ければ高いほど、転職が認められない（競業禁止義務を負う）傾向にある。
- (2) 転職先の競業会社の内容・場所も考慮されており、それらが近ければ近いほど転職が認められない（競業禁止義務を負う）傾向にある。

競業他社への転職禁止に関する契約を従業員と締結する場合、上記のことを考慮すべきだと言えるでしょう。

## □■最近の動き □■□■□■□■□■

●高所得者の年金減額対象は「年収850万円以上」に（2月10日）

民主党の年金作業チームは、「社会保障・税一体改革」に盛り込まれている「高所得者の年金減額」について、減額の対象者を「年収850万円以上」とする考えを示した。また、「低所得者の基礎年金加算」については、月額6,000円を一律加算し、保険料の免除期間に応じて最大で1万666円を上乗せするとした。

●厚生年金「加入逃れ」の事業所名を公表へ（2月7日）

厚生労働省は、保険料の負担を逃れるために故意に加入を届け出ず、加入指導にも応じない事業所の名前を公表する方針を明らかにした。2010年度末時点において約175万事業所が加入を届けているが、日本年金機構の把握で約10万8,000事業所が未届けとなっている。

●「65歳までの再雇用義務付け」法案提出へ（2月23日）

労働政策審議会（厚生労働大臣の諮問機関）は、希望する者全員の65歳までの再雇用制度導入を企業に義務付けることなどを盛り込んだ「高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案要綱」について、「おおむね妥当」とした雇用対策基本問題部会報告を了承し、小宮山厚生労働大臣に答申を行った。厚生労働省では、現在開会中の通常国会に改正法案を提出する予定。

●実収入に占める社会保険料の割合が初めて10%超に（2月18日）

総務省が2011年の「家計調査」の結果を発表し、勤労者世帯1世帯あたりの社会保険料が月額平均4万6,240円（前年比2.0%減）となったことがわかった。実収入（46万2,199円）に占める社会保険料の割合が初めて10%を超えた。